

相談センターだより

令和元年 11 月号 (第 82 号)
〒154-0023 東京都世田谷区若林 4 丁目 14 番 29 号
NPO 法人いきいきライフ相談センター
TEL : 090-5203-3501
E メール : ozawa007a@yahoo.ne.jp

メインテーマ 年金生活者支援給付金制度について

今回は10月1日からの消費税率引き上げに合わせて導入された「年金生活者支援給付金制度」についてまとめてみました。なお、この制度に関する法律は、2012年に成立し、2015年10月の消費税率引き上げに合わせて施行される予定でしたが、増税が2回にわたり延期(4年間)されたために今回施行されることになりました。

◎ 年金生活者給付金とは

年金生活者給付金とは、公的年金の収入金額や所得が一定基準以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せ支給するもので、次の3種類の給付金があります。

- ①老齢年金生活者支援給付金及び補足的老齢年金生活者支援給付金
- ②障害年金生活者支援給付金
- ③遺族年金生活者支援給付金

◎ 老齢年金生活者支援給付金

○ 支給要件

- ①65歳以上の老齢基礎年金の受給者
- ②前年の公的年金等の収入金額とその他の所得(給与所得や利子所得など)との合計額が、老齢基礎年金満額相当以下であること
- ③同一世帯の全員が市町村民税非課税であること

○ 給付額

月額5,000円を基準に、保険料納付済期間等に応じて算出され、次の(1)と(2)の合計額が支給されます。

- (1) 保険料納付済期間に基づく月額
= 5,000円 × 保険料納付済期間 / 被保険者月数 480月
- (2) 保険料免除期間に基づく月額
= 10,834円 × 保険料免除期間 / 被保険者月数 480月

※老齢年金生活者支援給付金が支給されると、支給要件②をギリギリ満たさないために老齢年金生活者支援給付金を受給できない方の年金額よりも年金+給付金の合計額が大きくなるという逆転現象が起きてしまいます。これを防ぐために、補足的に給付を行うのが

補足的老齢年金生活者支援給付金です。
老齢年金生活者支援給付金の②の所得条件を満たさない場合であっても、前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が、879,300円までの方に対しては、(1)保険料納付済期間に基づく月額に調整支給率を乗じた補足的老齢年金生活者支援給付金が支給されます。

※ 調整支給率 =

$$\frac{\text{補足的老齢年金生活者支援給付金の上限額 (879,000 円)} - \text{前年の年金収入とその他の所得の合計額}}{\text{補足的老齢年金生活者支援給付金の上限額 (879,000 円)} - \text{老齢年金生活者支援給付金の上限額 (779,300 円)}}$$

※保険料免除期間の基準金額は、全額免除、3/4免除、及び半額免除期間については、10,834円(老齢基礎年金満額(月額)の1/6)、1/4免除期間については、5,417円(老齢基礎年金満額(月額)の1/12)です。
この額は、老齢基礎年金の改定に応じて変動します。

※被保険者月数480月は、昭和16年4月1日以前に生まれた方は、生年月日に応じて月数の短縮があります。

○ 給付額の例

- (納付済額が60か月、全額免除月数が240か月の場合)
- (1) 5,000円 × 60 / 480月 = 625円
- (2) 10,834円 × 240 / 480月 = 5,417円
- 給付額 (1)+(2) = 625円 + 5,417円 = 6,042円(月額)

◎ 障害年金生活者支援給付金

○ 支給要件

- ①障害基礎年金の受給者
- ②前年の所得額が「4,621,000円 + 扶養親族の数 × 38万円※」以下である。

※同一生計配偶者のうち70歳以上の者又は老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族又は16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円

※障害年金などの非課税収入は、年金生活者支援給付金の判定に用いる所得には含まない。

○ 給付額

障害等級が2級: 5,000 円(月額)

障害等級が1級: 6,250 円(月額)

◎ 遺族年金生活者支援給付金

○ 支給要件

①遺族基礎年金の受給者

②前年の所得額については、障害年金生活者支援給付金と同じ。

○ 給付額

5,000 円(月額)

ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合、5,000 円を子の数で割った額がそれぞれに支給されます。

○ 給付額の例

(3人の子が遺族基礎年金を受給している場合)

1人当たりの金額は、

$5,000 \text{ 円} \div 3 \text{ 人} = 1,666.666 \Rightarrow 1,667 \text{ 円(月額)}$

となり、それぞれに支払われる。

◎ 給付額の改定

○ 給付額は、毎年度、物価の変動による改定(物価スライド改定)があります。

○ 給付額が改定された場合は、「年金生活者支援給付金額改定通知書」が届きます。

◎ 年金生活者支援給付金の不支給

○ 次の①～③のいずれかの事由に該当した場合は、年金生活者支援給付金は支給されません。

①日本国内に住所がないとき

②年金が全額支給停止のとき

③刑事施設等に拘禁されているとき

○ ①または③に該当する場合は、届出が必要です。

◎ 年金生活者支援給付金の受給手続き

○ 2019年4月1日の時点での年金受給者は、日本年金機構が、受給資格判定を行ない、受給資格者に対して、「年金生活者支援給付金請求書」を送付します。この請求書に氏名・住所などを記入し、日本年金機構に返送すれば、手続きは完了です。

○ 2019年の4月2日以降に、新たに年金を受取る人は、日本年金機構から送られてくる年金の「裁定請求書」と同時に届く「年金生活者支援給付金請求書」とを合わせて提出すると、年金の支給開始と同時に、年金生活者支援給付金も振り込まれます。

支給開始は、2019年12月からです。

年金と同じ口座、同じ日に年金とは別に支援給付金として振り込まれます。

○ 申請にあたっての添付書類

基本的に課税証明書等の添付は、必要ありません。支給要件を満たす場合、2年目以降の手続きは原則不要です。また、支給要件を満たさなくなった場合、給付金は支給されません。

その際は、「年金生活者支援給付金不該当通知書」が送付されてきます。

◎ 年金生活者支援給付金の受給者数見積

① 老齢年金生活者支援給付金

約 610 万人

② 補足的老齢年金生活者支援給付金

約 160 万人

③ 障害年金生活者支援給付金及び遺族年金生活者支援給付金

約 200 万人

◎ 最後に

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、年金を含めても所得が低い方の生活を支援するために、年金に上乘せして支給するものです。穿った見方をすれば、消費税率の2%引き上げにより、年間3万円の負担増が見積もられていますが(日本総合研究所資料)、低所得の年金生活者の生活を補完するための給付金と言っても良いかもしれません。

この給付金は、年金生活者支援給付金と称し、年金の支給日に合わせて支給されますが、年金とは性格が異なります。

そのため、年金のように5年間の時効はなく、2019年12月末日までに請求すれば、2019年10月分から支給されますが、2020年1月以降の請求の場合は、請求月の翌月分からの支給になります。

セミナーの実施予定

○ 11月のセミナーは、

・日時: 11月29日(金)15:00~16:30

・場所: 援護協会6F会議室

・講師: 新会員 栗原真澄 氏

・演題: 調整中

・その他: セミナー終了後、有志によるお茶会予定(90分)